



新ルールによる

大麻草の産業利用や国内での栽培がはじまります

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法」の一部改正により、
大麻草の利用や栽培の規制ルールの見直しが行われました。

令和7年※からは、新しいルールのもと

- ✓ 伝統的な麻文化への纖維利用に加え、
- ✓ 飲食料品類、化粧品などへの産業利用が可能となります
- ✓ こうした製品の原材料を採取する目的での国内栽培が可能となります



※ 令和6年12月12日から大麻草由来製品に残留するΔ9-THCの残留限度値が適用され、
令和7年3月1日から新免許制度による大麻草の栽培が始まります。

大麻草を栽培しようとする産地に対する支援があります

(例えば) 栽培技術確立のための栽培実証の設置、栽培マニュアルの作成、
機械導入による省力化や用途に応じた加工・調製作業の検証等
の取組が支援可能です

詳細はこちら (農林水産省HP)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/attach/pdf/tokusan-23.pdf>



※ 事業の採択には各種要件があります

※ 予算の範囲内で公募によりポイント上位から採択される事業です



★ 注意 ★

大麻草の栽培を行うには、事前に栽培者免許を取得することが必要です

※免許のない方の大麻草の栽培は違法であり、1年以上10年以下の懲役
(令和7年6月1日から拘禁刑) 等の刑に処せられる場合があります



- 第一種大麻草採取栽培者 (大麻草由来製品の原材料採取) 都道府県知事免許
- 第二種大麻草採取栽培者 (医薬品の原料採取) 厚生労働大臣免許
- 大麻草研究栽培者 (大麻草の研究) 地方厚生(支)局長免許

詳細はこちら (厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43079.html



【お問合せ先】

農業分野の産地支援：農林水産省農産局地域対策官 (果樹・茶グループ)

☎ 03-6744-2512

法制度 (免許制度等) : 厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

☎ 03-3595-2436